

1 医年第 526 号
令和 2 年 1 月 23 日

一般社団法人 小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

久留米市長 大久保 勉
(健康福祉部 医療・年金課)

災害時における在宅当番医制事業委託契約の取扱いについて（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は地域医療の推進など格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では小郡市及び大刀洗町と協力し、「在宅当番医制事業」を貴医師会へ委託し、実施しているところですが、7月の豪雨時に、休日当番の医療機関が避難勧告エリアに該当し、道路冠水の状況になったという事案が発生しております。

これを受け、久留米医師会より「災害時の当番医開閉について、指標を提示してほしい」旨の要望がございました。

本市では関係部局と協議し、久留米医師会と別紙確認書(案)を取り交わすこととしております。本市の北野地域も同様の対応としたいため、貴医師会におかれましても、同確認書の取り交わしについてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件について小郡市及び大刀洗町から賛同の意を示されておりますことを申し添えます。

お手数おかけしますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

・資料 1_確認書(案)

〒 830-8520

福岡県久留米市城南町 15 番地 3

久留米市

健康福祉部 医療・年金課

橋本 (TEL 0942-30-9196)

確 認 書 (案)

久留米市、小郡市及び大刀洗町（以下、「甲」という。）と一般社団法人 小郡三井医師会（以下、「乙」という。）との間で締結した「在宅当番医制事業委託」に関する契約（以下、「契約」という。）における、災害時の当番医療機関の取り扱いについて次のとおり確認する。

記

1. 避難を考慮する必要がある災害レベルを「警戒レベル 4」以上（避難勧告・避難指示（緊急））とする。ただし、レベル 4 以上であっても周辺状況により、開設が可能と判断される場合はこの限りでない。各医療機関での判断は、患者や従業員の安全を最優先にすること。
2. 警戒レベル 4 以上であり、かつ周辺状況により医療機関の開設が困難な場合は、直ちに閉鎖する。この場合、契約は一時的に解除されたものとみなし、契約金額に影響を及ぼさない。
3. 上記 2 により閉鎖した場合又は閉鎖を決定した場合は、当番日以降、速やかに所属医師会へ連絡すること。
4. 避難情報や防災気象情報をもとに、自らの命を守る意識を持って適切な避難行動をとること。

以上

この確認書の取り交わしを証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙それぞれ各 1 通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

甲 久留米市城南町 1 5 番地 3
久留米市
久留米市長 大 久 保 勉

小郡市小郡 2 5 5 番地 1
小郡市
小郡市長 加 地 良 光

三井郡大刀洗町大字富多 8 1 9 番地
大刀洗町
大刀洗町長 安 丸 国 勝

乙 小郡市上岩田 1 2 4 6
一般社団法人 小郡三井医師会
会長 島 田 昇 二 郎

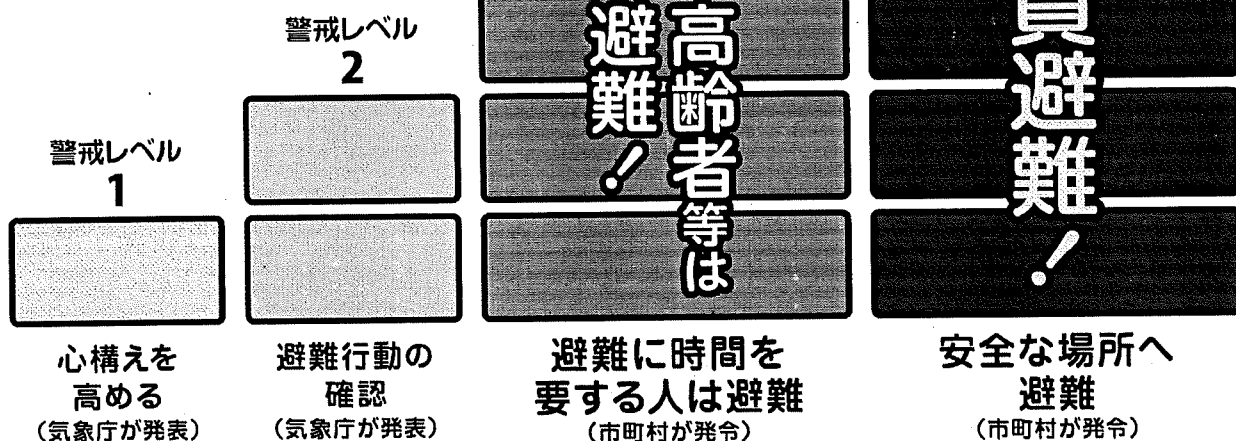
逃げ遅れゼロへ!

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの?

警戒レベル④で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
[警戒レベル]を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から[警戒レベル③、④]が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



[警戒レベル⑤](市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!

呼びかけの一例

警戒レベル
4

避難勧告の
伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。
- 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます

避難勧告の発令を伝えます

災害が切迫していることを伝えます

とるべき行動を伝えます

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 <u>命を守るための最善の行動</u> をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令（市町村が発令）
警戒レベル 4 全員避難	<u>速やかに避難先へ避難</u> しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令（市町村が発令）
警戒レベル 3 高齢者等は避難	<u>避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難</u> をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <u>避難行動を確認</u> しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

<防災気象情報>

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル 5 相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル 4 相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル 3 相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html



スマホ用
二次元コード